

鳥取県告示第342号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年6月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年5月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

1 申請のあった年月日

平成24年4月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人四つ葉

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安田 都子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市中江298-18

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす大人や子どもが生き生きと生活をするために、各種体験活動やスポーツなどの活動を行うことを支援し次世代育成や社会教育の推進を行う。また、地域の協働により地域全体が住みよいまちづくりを目指し、支えあい活動や安心して子どもを養育できる健全で豊かな社会を育成していくことを目的とする。